

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部 景観みどり課

番号5

許認可等の内容		市民緑地設置管理計画の認定
根拠法令及び条項		都市緑地法第60条第1項および第61条第1項
審査基準	関係条項	都市緑地法第62条～第65条、 都市緑地法施行規則第18条～第28条
	基準 (未設定の場合は その理由)	都市緑地法（以下「法」という。）第61条第1項の通りとする。 (1)市民緑地設置管理計画の内容が、法第4条に定める基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。 (2)市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。 (3)市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。 (4)市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。 (5)市民緑地の管理期間が、1年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。 (6)市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (7)市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (8)市民緑地設置管理計画に記載された、法第60条第2項第2号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であって法第14条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。 (9)その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成31年3月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (許認可の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、処理期間は設定していません。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--